

対象の方は

- 南砺市内に居住している方
- 生活保護を受給していない方
- 生活にお困りの方で、相談員による支援を希望される方。

平成27年4月からの生活困窮者自立支援法施行に伴い、生活や仕事などでお困りの方に対して、相談員が話を聞き、一人一人の状況に応じて相談や就労を含めた支援が行われます。

お金のこと

- 家賃や電気やガスなどの公共料金を滞納している
- 一時的に生活に必要な資金を借りたい
- 生活が苦しいので、家計を見直したい
など



生活のこと

- 家族間で問題を抱えている
- 生活に困っているが相談する人が誰もいない
- 人とうまくつきあえない
など



仕事のこと

- 就職活動は何から始めれば良いかわからない
- 仕事がなかなか見つからない
など



例えばこんなことで
困っていませんか？

健康のこと

- 重い病気やこころの病気で働けなくなった
- 入院費用が高額で支払えない
など



相談の申込から 支援の流れ

相談窓口にご連絡をください。



来所が困難な場合は、出張相談いたします。

ステップ① 受付

まずは、お話をお聞きします。
生活に困る原因と解決に向けた課題を整理します。

ステップ② 支援方針決定

必要な支援・制度などを検討し、ひとりひとりにあった支援方針を決定します。

ステップ③ 支援の実施

支援を実施して、経過を確認しながら必要に応じて支援の見直しや変更をします。
自立後も必要な方については、継続してフォローします。